

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 5 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 10 月 1 日

横浜市契約事務受任者  
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

関内駅駅冷房設備緊急修理工事  
・ 駅冷房設備緊急修理工一式

2 履行（納品）場所

中区尾上町 3 丁目 42 番地

3 契約日

令和 6 年 7 月 5 日

4 履行日又は履行期間

令和 6 年 7 月 5 日から令和 6 年 8 月 30 日まで

5 契約金額

¥6,798,000. -（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥618,000. -）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社光電社  
横浜市中区富士見町 3 - 7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

関内駅駅冷房設備の 2 基中 1 基に故障が発生し、お客様の健康に多大な影響を及ぼす危険性があることから、緊急修理工事を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該駅冷房設備の保守点検委託受託者であり、その構造や不具合の状況を熟知していること、また、社内に確実な工事対応ができる機材確保や作業員配置体制を整えていることから、上記事業者を契約の相手方としました。

9 所管課

交通局工務部建築課